

福生市緑の基本計画

緑と水のまちづくりにむけて

【概要版】

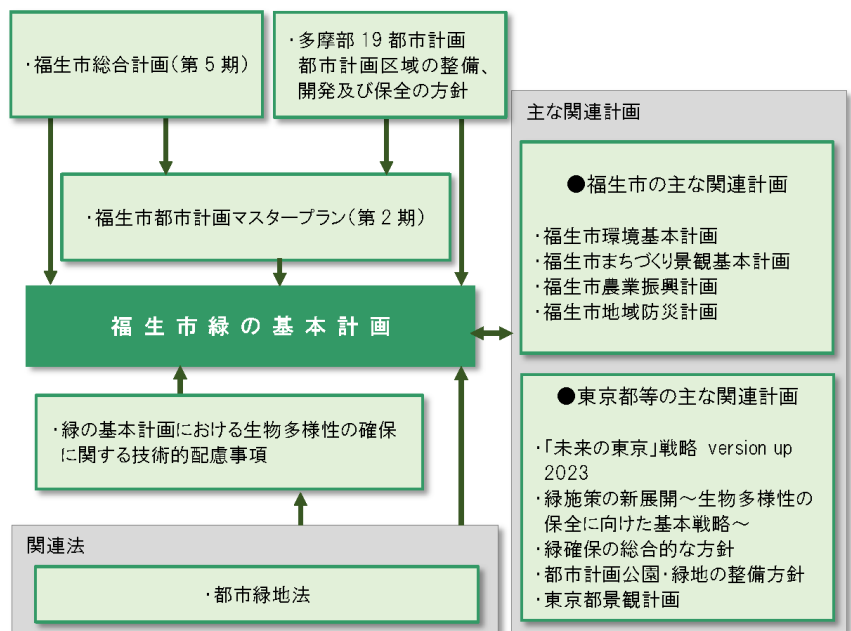
■ 計画改定の目的

福生市は、平成25年度に、「福生市緑の基本計画」（以下、前計画）を策定し、令和5年を目標年次として緑に関する施策を進めてきました。策定から約10年が経過し、その間、緑を取り巻く環境は大きく変化、人口減少・高齢化や、大型災害の増加、コロナ禍、緑の在り方の変化に加え、気候変動などの環境問題が深刻化しています。前計画の緑に関する施策を振り返り、当初計画の緑と水のまちづくりのテーマを継承しながら、状況の変化に対応し、関連計画との連携を深め、緑と水を一体的にとらえ総合的な計画により今後10年のまちづくりを進めるため、本計画を改定計画として、策定します。

■ 計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法第4条に基づく、「緑の基本計画」として位置づけられます。

計画の策定にあたっては、都市緑地法運用指針の参考資料である「生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」に配慮するとともに、福生市総合計画（第5期）や福生市都市計画マスタープラン（第2期）などの上位計画に即しながら、福生市ならびに東京都の各関連計画との調和を図っていきます。



【上位・関連計画との関係】

■ 目標年次と計画対象区域

本計画の計画期間は10年間とし、目標年次は、令和15（2024）年度とします。計画対象区域は、福生市全域とします。

■ 対象とする緑と水

本計画で対象とする緑と水は、樹林地、崖線の緑、農地、樹木や草花、河川や用水、湧水など様々です。また、公園や街路樹などの公共の緑から、社寺林、住宅地の草花や生け垣などの私有の緑まで、福生市の緑と水を広く捉えて、本計画の対象とします。

■ 計画の新しい視点

本計画では、前計画の考え方を継承しながら、社会動向や市民の要請に対応するため、次のような計画の新しい視点を加えて、改定計画を策定します。

- ・公園の適正な維持管理により、緑の持続可能性を保つことを大事にします。
- ・SDGsへ配慮をした計画とします。
- ・市内の緑をつなぎ、緑に一体性をもたせ連携を強化することを考えます。
- ・災害への対応を踏まえた、緑の確保やグリーンインフラ等の緑化による緑の在り方を考えます。

■ 緑と水の役割



生活環境の向上

生物多様性の確保

レクリエーション

安全・防災

景観

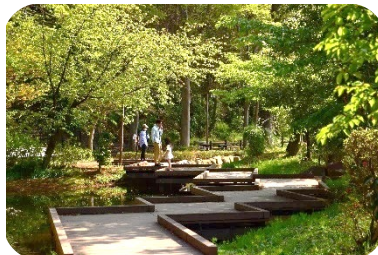
■ 福生市を代表する緑と水の資源

福生市には、多様な緑と水の資源があります。ここでは、その中の代表的なものを整理します。



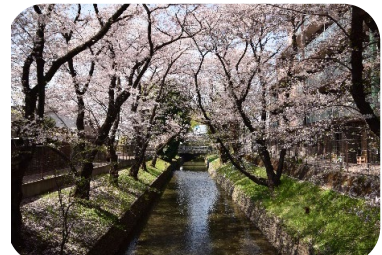
多摩川とその河川敷

多摩川沿いには5つの公園が整備されており、環境教育や川沿いの景色を楽しむ人でにぎわっています。



崖線

立川崖線と拝島崖線が、貴重な緑と水の空間を形成しています。



玉川上水

玉川上水の周囲は、多くの緑道や歩道が整備され、人々の暮らしの中で親しまれています。



熊川分水・田村分水

玉川上水から引かれた熊川分水と田村分水の2つの分水が今も市内を流れています。



湧水

拝島崖線の斜面、崖線下の公園や社寺林では、崖線の地下水が湧出しています。



社寺林

大木や湧水など、人々と自然との関わり合いの中で長年に渡って維持されてきた緑と水が多くみられます。



公園・緑地

豊かな緑と地形を活かした公園や、まちなかに小さいながらも市民に身近な公園が市内に設置されています。



道路沿いの緑

玉川上水遊歩道や、やなぎ通り沿いの花壇など、まちなみの演出が図られています。



農地

耕地面積は少ないものの、世帯あたりの市民農園区画数が多く、市民が身近に農を感じることができます。

福生市の緑と水の現況

●空から見た緑と水

福生市を空から見ると、まず、西端を流れる多摩川と、その河川敷に緑と水が帯状に広く分布していることがわかります。市内を北から南へ横断する2つの崖線に沿って、樹林・原野・草草が残っており、東端にある横田基地には、広いオープンスペースとして、緑が多くあります。

市内の中央に広がる市街地には、緑が散在しており、公園や農地が、まちの中の貴重な緑の空間であり、玉川上水もまた、北から南へと市内を縦断するように流れており、まちにうるおいを与える貴重な水の空間です。

【市域に占める空から見た緑と水の割合】

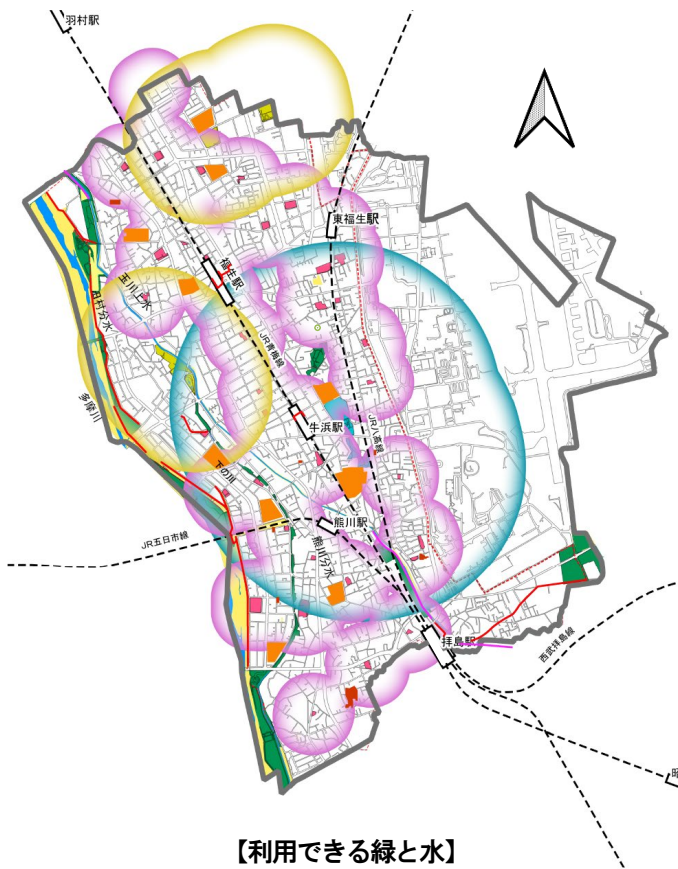
分類	構成比
公園・緑地	4.2%
農用地	1.5%
水面	1.1%
樹林 原野・草地	25.0%
空から見た緑と水の合計	31.8%

※表中の福生市の数値は「東京都みどりシェープファイル（H30）」を基に算出。



【空から見た緑と水】

出典：東京都みどりシェープファイル（H30）



【利用できる緑と水】

※利用圏については、H14年以前に都市計画法に掲載されていた誘致距離を参考に設定。

出典：福生市都市計画地理情報システム

●利用できる緑と水

利用できる緑と水は、法令等によって市民の使用のために供されている公園・緑地や、緑や水に徒歩や自転車で近接できる遊歩道、市民農園、校庭が開放されている学校など、市民がその場所を利用できる空間が該当します。公園・緑地は市内に広く分布して配置しており、市域全体がほぼ公園の利用圏内に含まれているため、市民にとって利用しやすい状況にあります。

【利用できる緑と水の面積】

分類	面積 (ha)
供用している公園・緑地*	46.8 ha
多摩川河川敷	57.2 ha
上記*の重複を除く面積	39.9 ha
自転車・歩行者専用道	2.3 ha
玉川上水遊歩道	0.2 ha
市民緑地	0.2 ha
市民農園	0.7 ha
学校開放している学校	16.0 ha
利用できる緑と水の合計	106.1 ha
市域に対する面積割合	10.4%

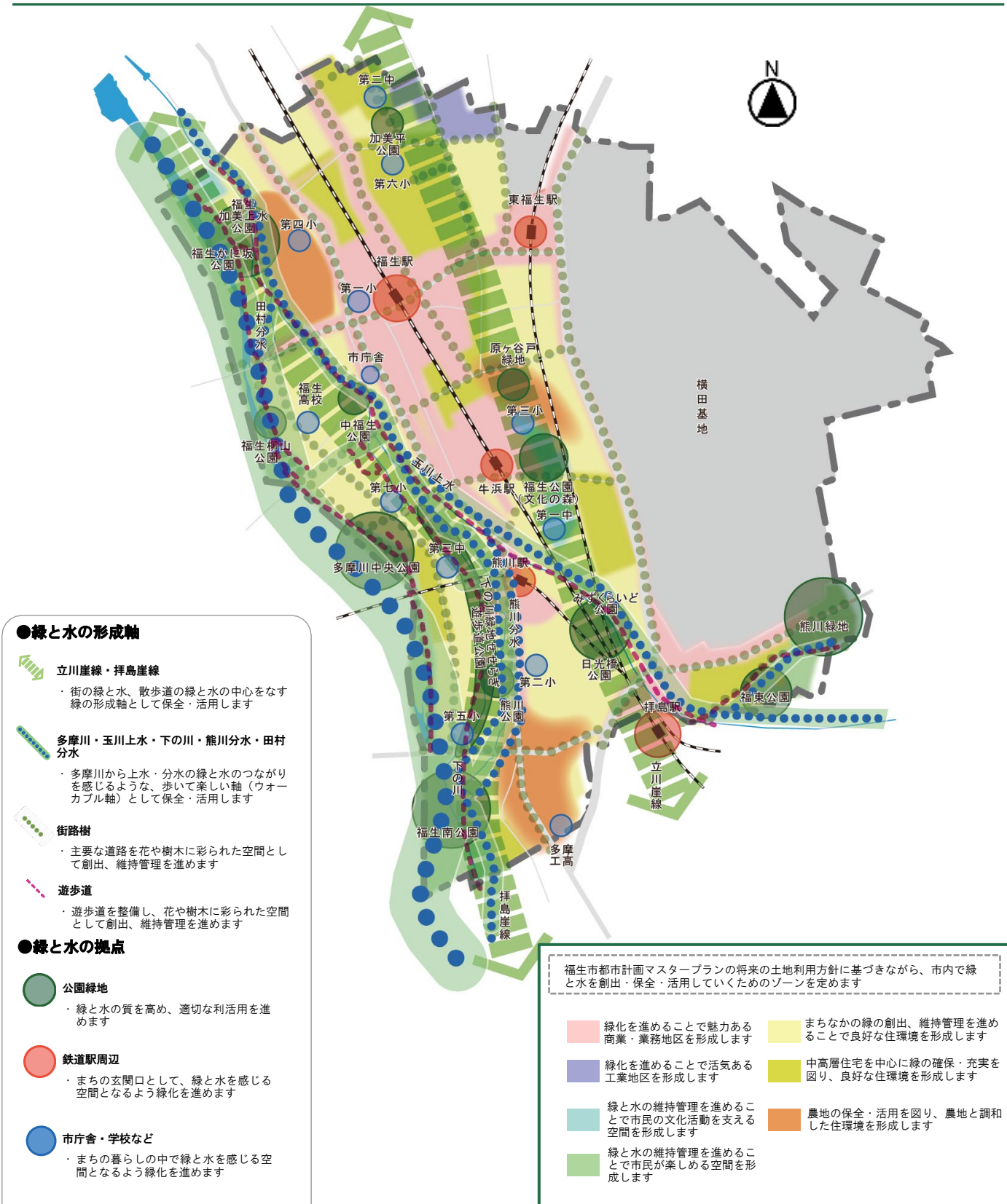
※供用している公園・緑地が重複する場合、表中の下段（ハッチ内）に、重複分を除いて合計面積を算出しています。

■ 緑と水のまちづくりのテーマ

うるおいとやすらぎ空間あふれる緑と水のまちづくりの実現をめざし、緑と水のまちづくりのテーマを、次のように掲げます。

ふれあい つながる さわやかな 緑と水の福生

■ 緑と水の将来像



■ 計画の基本方針

緑と水のまちづくりのテーマ及び緑の将来像を踏まえて、3つの基本方針を掲げます。

基本方針① 【守る】 かけがえのない、大切な緑と水の量と質を守る
【SDGs マッピング】



基本方針② 【育む】 まちの魅力向上と資する緑と水を育み、つなげる
【SDGs マッピング】



基本方針③ 【活かす】 官民協働の緑と水を活かしたまちづくり
【SDGs マッピング】



■ 緑と水の目標

掲げた将来像と基本方針にもとづき、その実現のための目標を定めます。

●目標① みどり率を維持します

	現況値	目標値
みどり率	31.8%	現状維持

●目標② 利用できる緑と水を増やします

	現況値	目標値
市域に占める利用できる緑と水の割合	10.4%	現状維持

●目標③ まちの中から見える緑を増やします

	現況値	目標値
緑と水の満足度 (大いに満足・ある程度満足)	73.2%	80.0%

●目標④ 緑と水の質を市民との協働によって高めます

	現況値	目標値
市と市民の協働によって緑と水の質が高められている場所	102箇所	108箇所

●目標⑤ 生き物とふれあう機会を増やします

	現況値	目標値
市と市民との協働により生き物と触れ合う機会に参加している年間人数	640人	現状維持

●目標⑥ 地下にしみこむ水の量を増やし、湧水を維持します

	現況値	目標値
雨水浸透施設・貯留槽の設置建物数	230軒	306軒
湧水の数	9箇所	現状維持

■ 緑と水のまちづくりのための施策

緑と水のまちづくりに向けた施策の体系を示します。

- ・基本方針に基づき、施策の展開する方向を、「基本施策」としてまとめています。
- ・各基本施策は、「具体的施策」によって構成されています。

基本方針①

【守る】かけがえのない、大切な緑と水の量を守る

基本施策 樹林・樹木・生け垣などの保全・活用

01	樹林の保全と活用
02	多摩川堤防沿いの樹林の保全
03	崖線樹林の保全と活用
04	保存樹林地等奨励交付金制度の継続と情報発信の推進

基本施策 農地の保全・活用

05	生産緑地地区の保全・活用
06	災害時協力農地への登録促進
07	市民農園の開設・利用の促進

基本施策 水辺空間の保全・活用

08	多摩川の保全と活用
09	玉川上水・熊川分水・田村分水の保全と活用

基本施策 健全な水循環の保全

10	湧水地点の調査と普及啓発
11	湧水の保護
12	雨水浸透施設・貯留槽の設置の促進

基本施策 生物多様性の確保のための取組みの指針

13	生き物の生息状況調査・普及啓発
----	-----------------

基本方針②

【育む】まちの魅力向上に資する緑と水を育み、つなげる

基本施策 公園の整備・維持管理の推進

14	公園の整備推進
15	公園の親水化
16	公園の機能充実
17	市民参加型公園リニューアルの仕組みづくり

基本施策 公共施設の緑化推進

18	市の公共施設の緑化推進
----	-------------

基本施策 民有地の緑化推進

19	緑化と緑化スペースの確保
20	生け垣設置等補助金制度の継続
21	地域ぐるみの緑化制度の導入検討

基本施策 維持管理体制の充実

22	公園ボランティアの充実
23	道路美化ボランティアの充実

基本施策 道路緑化の推進

24	道路緑化の推進
25	街路樹の育成

基本施策 歩行者空間の緑化・整備

26	自転車・歩行者専用道の緑化・整備
27	歩行者空間のネットワーク化
28	玉川上水遊歩道実現可能地域の協議・調査・検討
29	散策路ネットワークの活用

基本方針③

【活かす】官民協働の緑と水を活かしたまちづくり

基本施策 緑と水の普及啓発手法の充実

30	緑に関するイベントの開催
31	水に関するイベントの開催
32	自然体験イベントの開催
33	緑と水の景観スポットの発掘と発信
34	環境リーダーの育成

基本施策 市民との連携の充実

35	市民活動への参加・協力体制及び支援の充実
36	市民協働による森づくり

基本施策 推進体制の充実

37	緑と水の団体意見交換会の定期開催
----	------------------

緑化推進重点地区

緑と水のまちづくりを市内全域に波及させていくことができる地域として、「田園・熊川地区」を緑化推進重点地区に設定します。

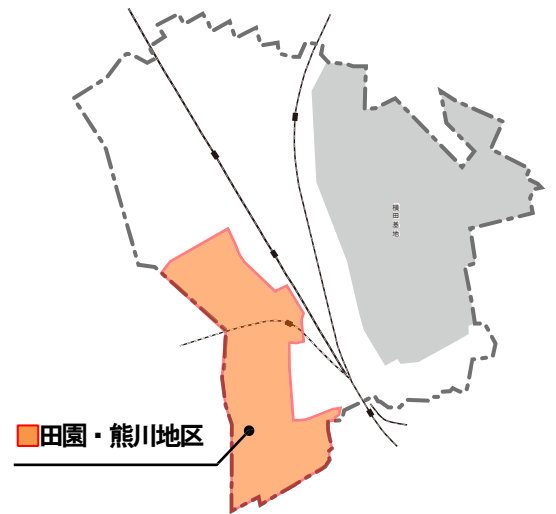
●対象範囲

本計画における緑化推進重点地区設定の考え方に基づき、対象範囲を設定します。

施策を効率よく展開することができる、

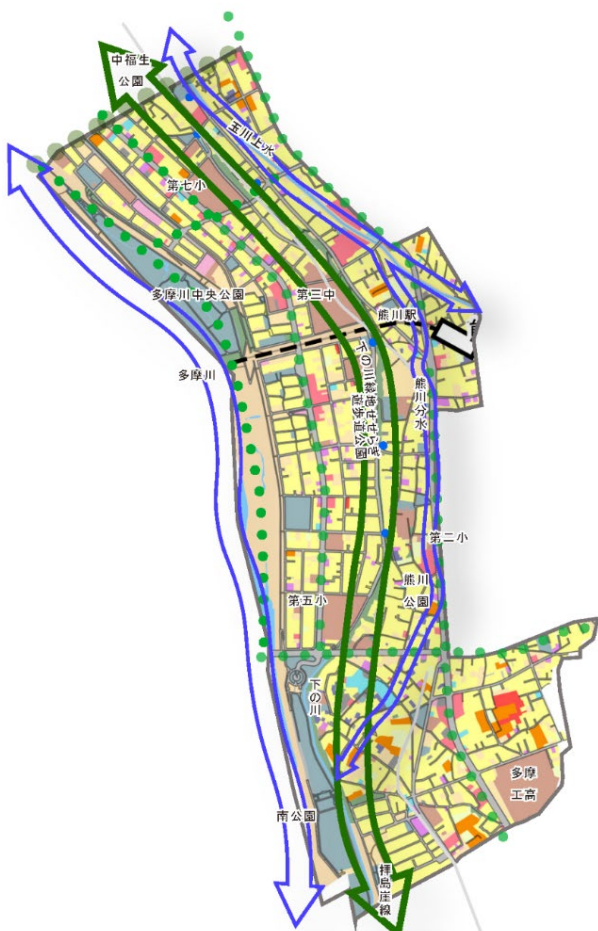
- ①市民参加による取組みが既に多く行われており、
- ②多摩川や熊川分水、崖線の樹林など生き物の暮らす場があり、
- ③農地が多く集積している

に該当する場所である前計画の重点地区を「田園・熊川地区」とし、本計画の緑化推進重点地区の対象範囲とします。



【緑化推進重点地区の範囲】

●緑化推進重点地区（田園・熊川地区）で取組む主な施策



■公園・緑地

- 14：公園の整備推進
- 15：公園の親水化
- 16：公園の機能充実
- 17：市民参加型公園リニューアルの仕組みづくり
- 22：公園ボランティアの充実

■公共施設

- 18：市の公共施設の緑化推進

■生産緑地 ■市民農園

- 05：生産緑地地区の保全・活用
- 06：災害時協力農地への登録促進
- 07：市民農園の開設・利用の促進

■住宅地を中心とした市街地

- 12：雨水浸透施設・貯留槽の設置の促進
- 19：緑化と緑化スペース確保の推進

■崖線 ■湧水

- 03：崖線樹林の保全と活用
- 10：湧水地点の調査と普及啓発

■多摩川・玉川上水・熊川分水

- 08：多摩川の保全と活用
- 09：玉川上水・熊川分水・田村分水の保全と活用

●●●道路

- 24：道路緑化の推進
- 25：街路樹の育成
- 26：自転車・歩行者専用道の緑化・整備
- 27：歩行者空間のネットワーク化
- 23：道路美化ボランティアの充実

07：市民農園の開設・利用の促進

田園・熊川地区の南側は、生産緑地等の農地が多く集積しています。また、熊川東市民農園は、市内最大の区画数を有しています。



市民農園

農ある風景が残るこのまちの市民にとって、農がより身近で親しみやすいものとなるよう、市民農園の利用を促進し、活用のための新たな手法を検討します。

09：玉川上水・熊川分水・田村分水の保全と活用

熊川分水は、福生の歴史を現在に伝える貴重な水資源です。市民の保全活動によって、水の流れは今も止まっていません。これらの活動を支援し、連携しながら熊川分水の保全を促進します。

32：自然体験イベントの開催

崖線樹林や多摩川、熊川分水など、福生市を代表する緑と水を活用したイベントを開催し、普及啓発を促進します。



自然体験イベント

↓ 区域全域

- 13：生き物の生息状況調査・普及啓発
- 30：緑に関するイベントの開催
- 31：水に関するイベントの開催
- 32：自然体験イベントの開催
- 35：市民活動への参加・協力体制及び支援の充実

■ 計画推進のための方策

緑と水のまちづくりのテーマ「ふれあいつながる さわやかな 緑と水の福生」の実現には、市が施策を進めることはもちろん、市民や事業者が緑と水に関する活動に主体的、積極的に力かかわっていくことが重要です。市民、事業者等、行政が、それぞれの役割を認識した上で、協働し、緑と水のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

《各主体の役割分担》

●市民の役割

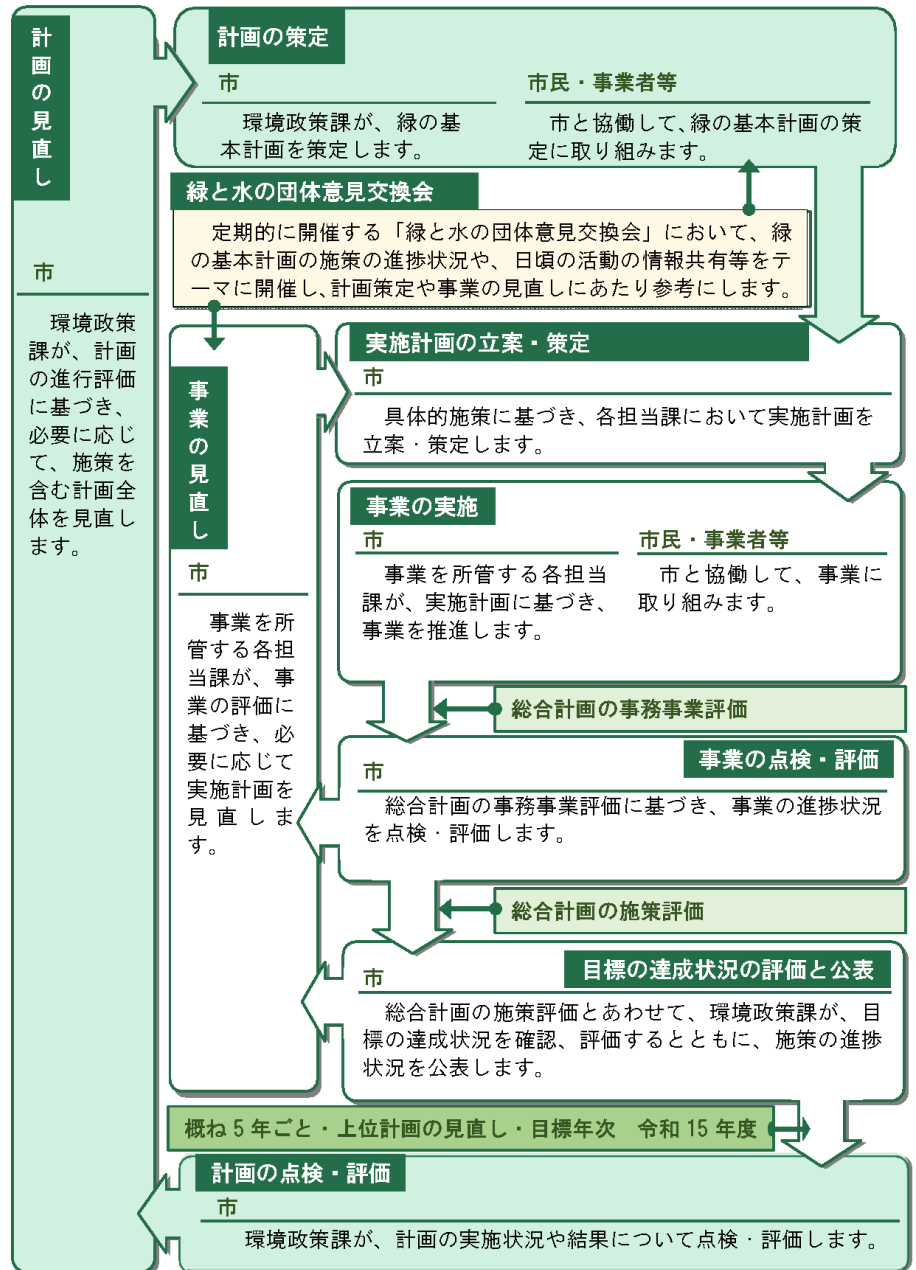
緑と水の保全・維持管理を主体的、積極的に行う必要があります。緑と水に関するイベント等に積極的に参加して、緑と水に対する理解を深めるとともに、身近な緑と水を守り、育てていくことが必要です。

●事業者等の役割

緑と水のまちづくりに、自らの活動が大きく影響していることを認識し、敷地内の緑化などに努めるとともに、市民の一員として、市の緑と水のまちづくりに積極的に参加・協力していくことが必要です。

●市の役割

緑の基本計画にもとづき、緑と水のまちづくりに向けた施策に取り組む必要があります。市民や事業者等の緑と水に関する活動を支援していくとともに、普及啓発を推進し、市民と協働して、緑と水のまちづくりの推進を図ることが必要です。



【計画の進行管理】

【発行】 令和6年3月

福生市 生活環境部 環境政策課

電話 (042)551-1985